別表第一中「（第七条関係）」を「（第二十一条関係）」に、「林道の存在及び供用」を「林道の存在及び自動車の走行」に、

「

人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観		
				○	
				○	

」

を

「

人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観		
				○	
				○	
環境への負荷を用いて予測及び評価されるべき環境要素	温室効果ガス等	二酸化炭素		○	

」

に改める。

別表第二中「（第九条関係）」を「（第二十三条関係）」に改め、同表主要な人と自然との触れ合いの活動の場の項の次に次のように加える。

二酸化炭素	工事用機械の稼働等	一　調査すべき情報 建設機械、車両等のエネルギー消費効率	一　予測の基本的な手法 建設機械、車両等の稼働に伴い発生する二酸化炭素の排出に関する計算 二　予測地域 対象林道事業実施区域 三　予測対象時期等 工事期間

別記様式中「（第一条関係）」を「（第十五条関係）」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○経済産業省令第一号
国土交通省令第一号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四条第三項第三号（同法第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農林水産省
経済産業省令第一号
国土交通省

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中第六号を第八号とし、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　地震による貨物の荷崩れのおそれがあると認められるものにあっては、これを相当程度防止するために、次のいずれかを有するものであること。

イ　保管場所免震装置（貨物又は保管棚と床との間に設置するものであって、地震による貨物又は保管棚の振動を軽減するものに限る。）

ロ　保管棚制震装置（保管棚と床、壁、支柱等を連結するものであって、地震による保管棚の振動を軽減するものに限る。）

ハ　保管棚固定装置（保管棚を床、壁、支柱等に固定するものに限る。）

ニ　貨物落下防止装置（保管棚からの貨物の落下を防止するものに限る。）

ホ　パレット連結装置（貨物を積み付けた複数のパレットを相互に連結するものに限る。）

ヘ　貨物・パレット一体包装装置（貨物及び当該貨物を積み付けたパレットを一体的に包装するものに限る。）

第一条第二項第四号ロに次のように加える。

(7)　搬出貨物表示装置（遠隔制御により搬出すべき貨物の保管場所及び数量を表示するものに限る。）

第一条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　非常用データ保存システム（流通業務施設内において取り扱う貨物に関するデータを当該流通業務施設外の適当な場所において保存するシステムであって、非常時において当該場所において保存された当該データを活用するために必要となる通信の機能及び電源を備えるものに限る。）を有するものであること。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日前に行われた流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第四条第一項、第五条第一項又は第七条第一項の規定による認定又は確認の申請であって、この省令の施行の際、認定又は確認がなされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

○経済産業省令第十九号

環境影響評価法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十七号）の施行に伴い、並びに環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第三条の二第一項、第三条の七第一項、第四条第三項（同条第四項及び同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第五条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十四条第一項及び第三十八条の二第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う宅地の造成の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

経済産業大臣　茂木　敏充

独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う宅地の造成の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令

独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う宅地の造成の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十六年経済産業省令第七十二号）を次のように改正する。